

神奈川県労働局 局長

児屋野 文男 様



湘南地域労働組合総連合

議長



神奈川県最低賃金の改定決定について異議申立書

神奈川県最低賃金審議会は8月8日、神奈川県労働局長に対して、神奈川県最低賃金を中央最低賃金審議会の目安どおり63円引き上げて1,225円とする答申を行いました。引き上げ額そのものは過去最高であり歓迎します。しかも政府目標の「2020年代に加重平均1500円を実現する」ために物価上昇分を上回る賃上げを政府も含め主張しているが、それを実現する具体的な道筋や手立ては見えません。

2025年春闘でも、労働市場の4割近くを占める非正規労働者や中小零細企業の正社員などの賃上げには波及していない。いまでも食べていけない非正規労働者、ひとり親世帯、学生アルバイトなどの方がいます。神奈川県は最低賃金の影響力が高く、令和6年(2024年)調査では、最低賃金の改定に伴う影響率は28.5%であり、最低賃金の引き上げが直接処遇改善につながる最低賃金近傍の労働者(パートや派遣・契約労働者などの非正規雇用やフリーランスなど)がいかに多いかがわかります。最低賃金の引き上げは実質賃金を引き上げる上でもっとも効果がある施策となっています。

湘南労連は、今回の審議にあたり、県内の「労働者の生活の安定」に必要な最低賃金、賃金水準を明確にし、それを実現する議論を行う審議会とすること、賃金上昇分の価格転嫁の実現をはかる施策の実施や、直接支援、社会保険料の軽減など中小企業支援策の抜本的強化について、国など関係機関に意見を具申することなどの要望書を最賃審議会会長と神奈川県労働局長に提出した。

しかし、審議では、消費者物価上昇率、春季賃上げ妥結状況の数字を議論したものの、最低賃金近傍の労働者が多い神奈川県の実態から、社会弱者の生活水準に大きく影響し、「公正な社会」「平等な社会」をつくる観点から、労働者が人間らしく生活できる水準の「生計費」について議論はなかったように思います。最低賃金の第一の目的は、労働者が生活できる賃金を保障することです。

徳島県は、昨年の改定で時給896円だった最低賃金を84円(7.1%)引き上げ960円にしました。7月4日、徳島県の担当者は「①実質賃金は、24年8月以降9カ月連続で前年同月比プラス、物価上昇を上回る形で推移、②有効求人倍率は大きな変動なし、③企業倒産件数は、例年並みで推移し、大幅引上げによる倒産急増はみられなかった」と報告し、同時に「国の施策を補完する形で独自支援策を用意した」と述べました(H・P全労連より)。

中小企業(全企業の99.7%を占め、働く従業員の約7割を占めている)がつぶれないようにするのは政府の役目です。政府による「支援強化策」は、生産性向上、効率化、省力化を迫るものです。生産性は上がっているのに、賃金があげられないのが現実です。政府として最低賃金の引き上げをかけるなら、中小企業・小規模事業者が求めている、社会保険料(事業主負担)減免や、いくつかの自治体が実施している賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきです。また、大企業との労務費の価格転嫁促進、公正取引の確

立などを実施することは、過去最高となった内部留保を労働者、そして中小企業に還元するうえでも有意義なものとなっています。

このことから、特に次の２点について異議申立をします。

1. 県内で働く労働者の「生計費」を明らかにし、引上額 63 円（時間額 1,225 円）で良いのか審議すること
2. 中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を国や関係機関に要請すること
県内自治体として、国の支援策を補完する独自支援策について要請すること

湘南労連は、物価高騰下でも生活を守り、どこでも、誰もが８時間働けば人間らしく暮らせる最低賃金時給 1,500 円以上と全国一律最低賃金制度の法改正、中小企業が求める支援策（社会保険料減免、賃金引き上げ分の直接補助）の創設と抜本的強化、価格転嫁（労務費）、公正取引の実現のために引き続き奮闘することを表明します。

以上

連絡先 〒251-0052 藤沢市藤沢 2-1-3 湘南商工会館内 2 階